

○再試験及び再試験に係る運転免許の取消しに関する訓令

(平成17年12月26日静岡県警察本部訓令第28号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年県公委規則第6号。以下「免許規則」という。）に基づき再試験（法第100条の2第1項に規定する再試験をいう。以下同じ。）及び再試験に係る運転免許（以下「免許」という。）の取消しに係る事務を適正に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(再試験に係る審査)

第2条 県本部運転免許課において行政処分審査を行う警部補以上の階級にある警察官は、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者が、当該免許を受けてから1年以内に法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為をしたときは、当該者が基準該当初心運転者（法第100条の2第1項に規定する基準該当初心運転者をいう。以下同じ。）に該当するかどうかを審査するものとする。

(再試験通知)

第3条 県本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、前条の規定による審査の結果、基準該当初心運転者に該当する者に対して、再試験通知書（規則別記様式第17の6の2）により再試験について通知するものとする。この場合において、再試験通知書の再試験を行う理由欄には、次に掲げる例により記載するものとする。

- (1) 令第36条に定める基準に該当することを理由として再試験を行う場合

違反事項（ 年 月 日）により免許を取得した後の合計点数が 点に達したため（令第36条）
--

- (2) 令第37条の3に定める基準に該当することを理由として再試験を行う場合

違反事項（ 年 月 日）により、初心運転者講習を終了した後の合計点数が 点に達したため（令第37条の3）
--

(試験移送通知書)

第4条 法第100条の3第1項の規定による試験移送通知書（規則別記様式第17の8）の送付は、再試験に係る行政処分処理票（様式第1号）及び違反外処分・短縮・手配登録票の写しを添付して、書留郵便に付して行うものとする。

- 2 試験移送通知書を送付する時点において、法第100条の2第4項の規定に基づき当該試験移送通知書に係る基準該当初心運転者に再試験の通知に係る通知を既に行っている場合は、試験移送通知書の備考欄に「 年 月 日再試験通知発送済み」と記載するものとする。

- 3 試験移送通知書の再試験を行う理由の欄の記載内容は、前条に定めるところと同様とする。

(再試験の日時等の指定)

第5条 再試験は、原付免許試験、二輪免許試験、普通免許試験及び準中型免許試験の実施日に合わせて行うものとする。

- 2 再試験については、1 試験日について受験できる免許の種類は、1 種類とし、同一の日に2種類以上の免許の再試験を受験させないものとする。

(やむを得ない理由を証する書類等)

第6条 規則第28条の4第3項に定めるやむを得ない理由のあることを証するに足る書類は、次に掲げるものとする。

- (1) パスポート（海外旅行の場合）
- (2) 医師の診断書（病気又は負傷の場合）
- (3) 在監証明書（法令の規定による身体の自由の拘束の場合）
- (4) その他のやむを得ない理由を証明する書類

(意見の聴取)

第7条 運転免許課長は、法第104条の2の2第2項又は第4項の規定により再試験を受けなかった者（以下「不受験者」という。）について、免許の取消しの処分をしようとする場合は、意見の聴取を行うものとする。この場合において、当該処分に係る者がその住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該都道府県公安委員会宛てに処分移送通知書（規則別記様式第19の3の2）を送付すること。

- 2 意見の聴取の通知は、意見の聴取通知書（免許規則様式第25号）を送付して行うこと。

- 3 意見の聴取の主宰者は、意見の聴取終了後、意見の聴取調書（免許規則様式第31号）を作成してこれに記名押印し、公安委員会に提出すること。

(行政処分の執行等)

第8条 法第104条の2の2第1項の規定に基づき、再試験に合格しなかった者（以下「不合格者」という。）の再試験に係る免許を取り消すときは、速やかに、不合格である旨を告知するとともに、運転免許取消処分書（規則別記様式第19の3の4）を交付するものとする。この場合において、当該不合格者が、運転免許証（以下「免許証」という。）を有するときにあっては免許証を返納させ、法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）を有するときにあっては免許情報記録（法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。）の抹消を行う（第5項の規定により免許情報記録を書き換える場合を除く。）ものとする。

- 2 運転免許課長は、前条の規定による意見の聴取の結果、不受験者に対して免許の取消しの処分を行うことが決定されたときは、行政処分決定台帳（執行台帳）を作成

し、行政処分書送付書（執行台帳）、運転免許取消処分書及び行政処分執行指示書（取消）を当該対象者の住所地を管轄する署の署長宛てに送付するものとする。この場合において、行政処分決定台帳（執行台帳）、行政処分書送付書（執行台帳）及び行政処分執行指示書（取消）の様式は別に定める。

3 前項の規定により書類の送付を受けた署長は、当該対象者に運転免許取消処分書を交付するとともに、当該対象者が免許証を有する場合にあっては免許証を返納させ、免許情報記録個人番号カードを有する場合にあっては免許情報記録の抹消を行う（第5項の規定により免許情報記録を書き換える場合を除く。）こと。この場合において、署長は、課長に対しその旨を報告すること。

4 前項の場合において、当該対象者が免許証又は免許情報記録個人番号カードの紛失、滅失等について申し立てたときは、理由書（免許規則様式第42号）を提出させること。

5 2種類以上の免許を取得している者の免許を取り消したときは、取り消した免許以外の免許（以下「残免許」という。）の種類を記載した新たな免許証（以下「新免許証」という。）を交付し、又は残免許に係る免許情報記録に書き換えるものとする。この場合において、新免許証及び残免許に係る免許情報記録の有効期間は、次の各号によるものとする。

- (1) 処分執行時に免許証のみを有する者であった場合 処分執行時に有していた免許証の有効期間が満了する日
- (2) 処分執行時に免許情報記録個人番号カードのみを有する者であった場合 処分執行時に有していた免許情報記録個人番号カードに係る免許情報記録の有効期間が満了する日
- (3) 処分執行時に免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者であった場合 処分執行時に有していた、免許証の有効期間が満了する日又は免許情報記録個人番号カードに係る免許情報記録の有効期間が満了する日のいずれか遅い日

6 前項の場合において、取消しをした時に新免許証を交付できないときは、取消し前の免許証（以下「旧免許証」という。）に穴を開け、備考欄に当該取消しに係る免許の種類及び記載の日から3週間後を期限として次のように記載し、静岡県公安委員会公印規則（昭和62年県公委規則第4号）に規定する11号印を押印の上で、当該旧免許証を一時的に返還するものとする。

（免許取消し）

再試験手続中			
年	月	日	まで有効
年	月	日	(11号印)

7 前項の規定により返還した旧免許証は、新免許証の交付と引換えに返納させるものとする。

- 8 運転免許課長は、第1項の規定により行政処分を執行したとき、又は第3項の規定により行政処分の執行について報告を受けたときは、警察共通基盤システムに当該報告に係る処分について登録すること。

(再試験の再指定)

第9条 運転免許課長は、第7条の規定による意見の聴取の結果、当該不受験者に再試験を受けさせることとなったときは、再試験受験期間指定書(様式第2号)を交付し、受検場所及び受験期間を指定するものとする。

(課長への委任)

第10条 この訓令の事務取扱いに関する細目的事項は、運転免許課長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成17年12月26日から施行する。

附 則(平成19年11月22日県本部訓令第48号)

この訓令は、平成19年12月4日から施行する。

附 則(平成20年10月14日県本部訓令第47号)

この訓令は、平成21年3月30日から施行する。

附 則(平成29年3月10日県本部訓令第4号)

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則(令和元年6月25日県本部訓令第2号)

- 1 この訓令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの訓令の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和6年12月24日県本部訓令第33号)

この訓令は、令和7年1月5日から施行する。

附 則(令和7年3月21日県本部訓令第8号)

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。ただし第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。